

○府中市学校給食費の徴収に関する条例施行規則

平成 30 年 3 月 30 日  
教育委員会規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、府中市学校給食費の徴収に関する条例(平成 29 年 12 月府中市条例第 31 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の納付方法)

第 2 条 保護者は、学校給食費を第 3 項に規定する期日までに納付しなければならない。

2 保護者は、学校給食費を口座振替の方法により納付するものとする。ただし、口座振替の方法により納付することが困難な場合にあつては、この限りでない。

3 学校給食費は月額払いとし、その納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 4 月分から 7 月分まで 各月の末日(小学校第 1 学年の児童に係る 4 月分にあつては 5 月末日)

(2) 9 月分から 12 月分まで並びに翌年の 2 月分及び 3 月分 各月の前月の末日

(3) 翌年の 1 月分 前年の 12 月 25 日

(納期限の特例)

第 3 条 府中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条第 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める日まで、その者の各月分の学校給食費の納期限を延長することができる。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条第 3 号に規定する教育扶助を受けている保護者から申出があつた場合 当該教育扶助に係る費用の支給の日

(2) 児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)第 7 条の規定により児童手当の受給資格者の認定を受けている保護者であつて、当該児童手当を学校給食費に充てるものから申出があつた場合 当該児童手当の支給の日

(3) 府中市就学援助費支給要綱(平成 29 年 6 月府中市要綱第 79 号)第 4 条第 3 項に規定する学校給食費に係る援助費の支給を受けている保護者から申出があつた場合 当該援助費の支給の日

(学校給食費の額)

第 4 条 条例第 2 条第 2 項に規定する学校給食費の額は、次表のとおりとする。

区 分		月 額
小 学 校	第 1 学年及び第 2 学年	3, 6 0 0 円
	第 3 学年及び第 4 学年	3, 8 0 0 円
	第 5 学年及び第 6 学年	4, 0 0 0 円
中 学 校	全 学 年	4, 4 0 0 円

2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童又は生徒が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を学校給食費の額とする。

- (1) 飲用牛乳の提供を受けない場合 前項の規定により定められた額から飲用牛乳の仕入額を基礎として計算する額を差し引いた額
- (2) 飲用牛乳のみの提供を受ける場合 飲用牛乳の仕入額を基礎として計算する額

3 教育委員会は、学校給食費の額を改定しようとするときは、府中市立学校給食センター条例(昭和 44 年 12 月府中市条例第 43 号)第 4 条第 1 項に規定する府中市立学校給食センター運営審議会に諮問しなければならない。

(学校給食費の月額の日割計算)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒に係る学校給食費は、次項に規定する 1 食当たりの学校給食の単価に当該児童又は生徒が学校給食の提供を受けた日数を乗じて得た額を徴収又は返還することができる。この場合において、当該額に小数点以下の端数があるときはこれを切り捨て、1 円以上 5 円未満の端数があるときはこれを 5 円に切り上げ、6 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げるものとする。

- (1) 月の途中で転入学又は編入学した児童又は生徒
- (2) 病気その他の特別な理由により、事前に学校給食の停止を申し出た児童又は生徒で、学校給食の提供を受けない日が連続で 5 日以上あるもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が日割り計算をすることが適当と認める理由がある児童又は生徒

2 日割計算に用いる 1 食当たりの学校給食の単価は、前条第 1 項に規定する学校給食費の額に学校給食を実施する予定の月数を乗じて得た額を基準回数(教育委員会が別に定める 1 年間に学校給食を実施する基準の回数をいう。以下同じ。)で除した額とする。この場合において、当該額に小数点第 3 位以下の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

3 第 1 項の規定による額が前条第 1 項に規定する学校給食費の額を超える場合は、当該学校給食費の額とする。

(学校給食費の月額の調整)

第6条 学校給食を実施する回数(以下この条において「実施回数」という。)が基準回数を超える年度の2月分又は3月分の学校給食費の額は、第4条第1項に規定する学校給食費の額に、実施回数から基準回数を差し引いた回数について前条第1項及び第2項に規定する算出方法をもって算定した額を加えた額とする。

2 実施回数が基準回数を超えない年度の2月分又は3月分の学校給食費の額は、第4条第1項に規定する学校給食費の額から、基準回数から実施回数を差し引いた回数について前条第1項及び第2項に規定する算出方法をもって算定した額を差し引いた額とする。

3 前2項の規定は、前条の規定の適用を受けた児童又は生徒に係る学校給食費には、適用しない。

(滞納者に対する措置に係る様式)

第7条 条例第3条に規定により滞納者に対して、次の各号に掲げる措置を講ずるときは、当該各号に定める様式を用いるものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の規定による督促をするとき 督促書(第1号様式)

(2) 前号の措置を講じたにもかかわらず学校給食費の納付義務を履行しない滞納者に催告するとき 催告書(第2号様式)

(3) 特別な事情により納期限内に学校給食費を納付することが著しく困難な滞納者から納付相談があったとき 納付相談票(第3号様式)

(4) 滞納者と納付方法について交渉した結果、学校給食費の納付義務の履行の延期又は学校給食費の納付額の分割を求める意思を確認するとき 学校給食費分割納付・延期納付特約申立書(第4号様式)

(5) 学校給食費分割納付・延期納付特約申立書の内容を承諾するとき 学校給食費分割納付・延期納付承諾書(第5号様式)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。